

令和2年版 建築関係法令集 法令編 「追録」の取り扱いについて

1. 使用にあたって

表紙の記載事項をご確認ください。特に、表紙の「【注意事項】追録の試験会場への持ち込みについて」は必ず確認し、遵守してください。(ダウンロード版には記載はありません。)

(注意) 建築士試験会場で使用する法令集及び追録には、改正内容やメモの書き込み、切り貼り等は決して行わないでください。

2. 収録法令の参照方法

◆収録法令・条文一覧のうち、下欄【1】の法令は、すでにお使い頂いている「令和2年版 建築関係法令集 法令編」(以下「本編」)には掲載されておりませんので、追録を参照してください。

◆収録法令・条文一覧のうち、下欄【2】は「本編」掲載条文の一部が改正されたものです。改正後の内容は、追録を参照してください。

【1】「本編」に掲載されていないもの

収録法令	条文
● 建築基準法施行規則	第6条の16の2(心身故障) 第6条の16の3(治療等) 第6条の20の2(心身故障) 第10条の9の2(心身故障) 第10条の9の3(治療等) 第10条の11の2(心身故障)
● 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令	第15条の2(心身故障) 第31条3の2(心身故障)
● 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第12条(請負型規格住宅の戸数) 第13条(報告及び立入検査)
● 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第13条の2(届出に係る特例) 第5節(請負型規格住宅に係る措置) 第22条の2 第24条の2(熱源機器等) 第24条の3(記載事項等) 第34条の2(心身故障) 第65条の2(心身故障)
● 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令	第2章の2(請負型規格住宅の基準) 第9条の3(基準一次エネルギー消費量)
● 建築士法施行規則	第1条の2(心身故障) 第1条の3(治療等) 第5条の2(心身故障) 第20条の2の2(心身故障)

【2】「本編」掲載条文の一部が改正されたもの (★マークは条文番号も改正されたもの)

収録法令・告示	条文	本編頁
● 建築基準法施行令	第136条の2の14(親会社等)	p259
● 建築基準法施行規則	第6条の17(特定建築物調査員資格者証) 第6条の23(準用) 第6条の25(準用) 第6条の27(準用) 第10条の7(建築基準適合判定資格者) 第10条の9(登録事項) 第10条の10(変更の登録) 第10条の12(死亡等の届出) 第10条の13(登録削除申請、登録証返納) 第10条の15の4(構造計算適合判定資格者)	p374 p375 p375 p376 p390 p390 p390 p391 p391 p392

	第10条の15の6(準用) 第11条の2の2(手数料の納付方法) 第12条(権限の委任)	p392 p403 p410
● 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令	第14条(指定の申請) 第31条の3(指定の申請) 第31条の3の3(判定員の数)★(旧31条の3の2) 第31条の3の4(財産の評価額)★(旧31条の3の3) 第31条の5(指定の申請)	p416 p424 p425 p426 p426
● 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	第2条(建築物) 第4条(非住宅部分の規模等) 第10条(分譲型一戸建て規格住宅の戸数) 第11条(報告及び立入検査)★(旧12条) 第14条(容積率特例に係る床面積)★(旧13条) 第15条(報告及び立入検査)★(旧14条) 第16条(登録の有効期間)★(旧15条)	p542 p542 p544 p544 p544 p544 p544
● 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第1章(建築主が講ずべき措置等) 第1条(計画に関する書類の様式) 第2条(変更の場合の書類の様式) 第6条(適合判定通知書の提出) 第7条(国等に対する手続の特例) 第12条(建築に関する届出) 第14条(国等に対する特例) 第16条(認定の申請) 第20条(評価書の交付等) 第21条(認定の手数料) 第4節(分譲型一戸建て規格住宅に係る措置) 第34条(登録の申請) 第61条(書類の保存) 第65条(登録の申請) 第76条(書類の保存) 第80条(評価の手数料)	p548 p548 p549 p550 p551 p552 p552 p552 p553 p553 p553 p556 p563 p564 p566 p567
● 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令	第1条(建築物エネルギー消費性能基準) 第4条(設計一次エネルギー消費量) 第5条(基準一次エネルギー消費量) 第2章(分譲型一戸建て規格住宅の基準) 第8条(分譲型一戸建て規格住宅の基準) 第9条(基準一次エネルギー消費量) 第3章(建築物エネルギー消費性能誘導基準) 第10条(建築物エネルギー消費性能誘導基準) 第12条(誘導基準一次エネルギー消費量)	p570 p572 p572 p573 p573 p573 p574 p574 p576
● 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	第6条(検査) 第7条(評価書の交付等)	p612 p613
● 建築士法施行規則	第1条の4(免許の申請)★(旧1条の2) 第6条(免許取消し申請、免許証等の返納) 第6条の2(免許取消し公告) 第7条(登録の抹消) 第9条の7(規定の適用) 第24条(権限の委任)	p678 p679 p679 p680 p681 p692
● 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令	第39条(講習事務の実施基準) 第42条(講習事務の実施基準)	p697 p697
● 建設業法施行令	第3条(使用人)	p718
● 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令	第8条(表示)	p896
● 防火構造の構造方法を定める件	第1	p1110